

平成28年度宝塚さざんか福祉会事業計画

1 各事業所の利用者（平成28年4月1日）

事業所	利用者数（定員）	計
宝塚さざんかの家	生活介護 45 (40)	45 (40)名
宝塚あしたば園	生活介護 50 (40)	50 (40)名
宝塚めふプラザ	生活介護 25 (20)	25 (20)名
宝塚けやきの里	生活介護 31 (30)	31 (30)名
ワークプラザ宝塚	生活介護 40 (34) 就労移行 4 (6) 就労継続B型 11 (10)	55 (50)名
かしの木工房	こはま 生活介護 27 (25) 就労継続B型 12 (15)	39 (40)名
従たる作業所「SasanQuality」	生活介護 8 (8)	8 (8)名
いきいき宝夢	生活介護 39 (40)	39 (40)名

合計 294 (268)名

2 今後3～5年の間に優先的に取り組む施策

(1) 事業所機能の明確化

各事業所が画一的な支援を行うのではなく、利用者がそれぞれのニーズに応じた支援を受け、また必要に応じて事業所を移動してステップアップが図られるよう「各事業所機能の明確化」について、昨年度から引き続いて検討をすすめ、本年度その具体化を図ります。

(2) 宝塚めふプラザの建替工事

築56年を経過して老朽化が著しい「宝塚めふプラザ」の建て替えについては、昨年度は補助事業採択に向けての県協議を見送りましたが、本年度は改めて県協議を行い、平成30年4月1日の開設を目指します。

(3) 安倉南作業所の事業所化

宝塚あしたば園安倉南作業所は、バリアフリーの特性を活かして動きが穏やかな利用者の作業場として使用していますが、新規利用者の増加に対応するため、単独の事業所又は従たる作業所として平成29年4月1日の開設を目指します。

(4) グループホームの設置基準への対応

グループホームについては、防火上及び避難上の観点から年々規制が強まり、

障害支援区分4以上の入居者が8割を越えるホームについては、平成30年度までにスプリンクラーを設置することが義務付けられています。現行ホームでスプリンクラー未設置のホームについては、構造的に設置できないホームや所有者の同意が得られないホームなど様々で、このようなホームの入居者は約30名を数えます。このため、早急に転居先となるホームを設置(5人×6ホーム)する必要があり、今年度は少なくとも2ホームを設置します。設置の方法は、先に開設した安土夢ホーム1・2のように、グループホームとして建築された建物(1棟2ホーム)を賃借することとします。

(5) 職員の確保

求職者の売手市場という雇用状況下で、福祉分野への求職者が激減しています。このような人材確保が困難な状況では、今後の事業展開は勿論のこと、退職者の補充にも支障をきたし、円滑な事業運営が損なわれる恐れがあります。このため、従来のハローワークや求人誌による方法に加え、専門学校、能力開発訓練校、人材養成講座等へ出向いて積極的に求人活動を行い、また職場実習生やボランティア等個別の機会も生かした求人活動を行って人材確保に努めます。そして、これらの求人活動をより迅速、効果的に行うため、前年度に立ち上げた人材確保プロジェクトチームを活用します。

(6) 成年後見事業への支援

高齢社会の急速な進行に伴い、知的障害者の「親亡き後」対策としての成年後見制度の必要性、重要性がますます大きくなってきています。このため、制度の安定、拡充が喫緊の課題となっていることに鑑み、NPO法人宝塚成年後見センター及び関係団体等と協議を行い、当法人として可能な支援を検討します。

3 グループホームの運営

当初は、主に平日の利用であったホームも徐々に土日の利用が増え、最近では365日の利用が常態化してきています。このため、増加した勤務日数に担当部門の職員のみで対応するには限界があり、大幅な職員配置が必要ですが、人材確保が困難な現状及び今後のグループホームの増設を考慮すると、施設職員も含めた法人全体でホームの運営を支える必要があります。このため、昨年10月から通所事業所職員によるグループホームへの支援を試行してきましたが、新年度からはこれを本格実施することとします。

4 財政の適正運営

財政の適正運営については、昨年度、公認会計士による指導、助言を受けて、意識改革を図ってきたところですが、本年度も公認会計士の指導の下、各拠点区分(各事業所)ごとの収支バランスの改善、運転資金の確保そして減価償却費の積立等の

努力を行っていきます。

5 地域公益活動への取り組み

社会福祉法人の行う社会福祉事業は、法に列挙された事業だけでなく法人機能を活用した多様な地域公益活動も期待されています。このため、地域コミュニティの一員として、施設の地域への積極的開放、地域行事への積極的参加をはじめ、災害時における地域の避難所、ステンドグラス・さをり織・焼き菓子など授産品の体験講座開催や体験実習の受け入れなどの事業所機能の地域還元に取り組みます。また、法人全体のイベントとして開催してきました「さざんかよいところカーニバル」に代わって、本年度からは各事業所単位で、地域に根差した行事として行うこととします。

6 社会福祉法人制度改革への対応

今回の社会福祉法の一部改正により、評議員会は議決機関に、理事会は執行機関として位置づけられ、また財務規律の確立のため会計監査人制度が導入されるなど、従来の社会福祉法人制度に抜本的改革が加えられました。このような新しい状況に即して本部機能の充実強化を図るとともに、新制度の内容について理事等役員研修及び職員研修等を実施しその周知を図ります。